

# 筑西市議会経済土木委員会

## 会 議 録

(令和5年第1回定例会)

筑西市議会

## 経済土木委員会 会議録

### 1 日時

令和5年3月8日(水) 開会：午前10時 閉会：午後 0時 5分

---

### 2 場所

全員協議会室

---

### 3 審査案件

議案第 8号 令和4年度筑西市一般会計補正予算(第9号)のうち所管の補正予算

議案第14号 筑西市税条例等の一部改正について(分割付託)

議案第22号 筑西市営住宅条例の一部改正について

請願第 1号 「最低賃金の大幅引き上げと中小企業支援策の拡充を求める意見書」採択の請願

---

### 4 出席委員

委員長 中座 敏和君 副委員長 稲川 新二君

委員 國府田喜久男君 委員 保坂 直樹君 委員 小島 信一君

委員 大嶋 茂君 委員 秋山 恵一君 委員 赤城 正徳君

---

### 5 欠席委員

なし

---

### 6 議会事務局職員出席者

書記 木村 文哉君

---

委員長 中座 敏和

○委員長（中座敏和君） ただいまから経済土木委員会を開会いたします。

ただいまの出席委員は8名であります。よって、委員会は成立いたしております。

それでは、本委員会に付託されました議案について審査してまいります。

なお、議案審査の順序ですが、お手元に配付いたしました順番で、先に請願1件を審査していただき、その後執行部に入室いただき、条例議案2案、補正予算議案1案について、所管部ごとに審査願いたいと存じますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中座敏和君） また、筑西市議会基本条例第19条の申合せ事項により、議員間討議を当分の間、試行的に委員会の会議にて行うこととされておりますので、討議を希望される場合、挙手を願います。

それではまず、請願第1号「最低賃金の大幅引き上げと中小企業支援策の拡充を求める意見書」採択の請願」について審査願います。

なお、請願提出者から説明と意見等の陳述があります。

また、この請願は、意見書の提出を求めていますので、参考として、お手元に意見書（案）を配付しております。

それでは、説明者の方、説明と意見等の陳述をお願いいたします。

○請願提出者 皆さん、おはようございます。茨城県労働組合総連合の事務局長をしています〇〇といたします。よろしく申し上げます。本日は、こういう機会をつくっていただきましてありがとうございます。

今回筑西市議会のほうに提出した最低賃金に係る請願事項について、3つありますので、その説明をしたいと思っております。

まず、第1は、最低賃金制度を全国一律制にして、地域間格差を縮小させる施策を進めることということです。最低賃金は、世界的に見れば、全国一律制でないのは日本と幾つかの国で、その幾つかの国も、広大な土地の国で、日本のように小さな国で都道府県によって最低賃金が異なるというような国は、世界にもほとんどないというのが現実です。

全国一律でないことによって、最低賃金の低い県から高い県に労働者が移住してしまっていてという問題があるというふうに考えます。それで、筑西市も最低賃金が全国一律制でないということで被害を受けている地域だというふうに考えられます。最低賃金が低い場合は、正規労働者の賃金も低いという傾向が強いので、高校生も含めて若者は、筑西市ではなくて、会計年度任用職員なんかの場合でも、時給の高いつくば市であるとか、最低賃金の高い埼玉県とか千葉県、東京都なんかで働いているという事例が多くなっているわけです。そういうことを考えても、最低賃金の全国一律制というのが非常に重要な課題であるというふうに私たちは考えています。

2つ目は、ワーキングプアをなくすために、最低賃金を今すぐ時給1,000円以上に引上げ、1,500円を目指すということが2つ目の要請項目です。昨年からコロナ禍やウクライナ戦争、円安によって物価高が深刻になる中で、非正規労働者は最低賃金ぎりぎりの生活の中で大変な生活になっている。特に女性や若者が深刻で、女性の自殺が、ここ3年間ぐらい大きな社会問題になっているというようなところなんです。

それから、最低賃金を上げるということについては、茨城県の場合、大井川知事も非常に積極的にやっ

ていただいている、昨年も最低賃金審議会のほうに意見書を上げていただいて、その意見書の中で大井川知事は、国の目安よりも3円以上引き上げることというような要請、意見書を上げているのです。昨年は、実際には目安よりも1円高い32円引き上げという形になったので、それについて大井川知事は、1円では自分の考えている金額に足らなくて、これでは不十分であるというようなコメントを出しているというような状況ですというようなところでは。

その生活が大変というだけでなく、最低賃金が低い場合には、労働者の購買、消費意欲が湧かない、高まらないという関係で、結果的に地域経済が低迷してしまっているというような状況になっていますので、この辺についても重要な課題かなというふうに思っているところです。

それから、茨城県労働組合総連合のほうでは、2020年に最低生計費試算調査というのをやったのですが、この結果では、水戸市在住の25歳の青年は、月額25万円、年収300万円の収入が必要であるというような結果が出て、これは実は東京都北区の結果よりも高くなっているというようなところであったり、それから全国的には大体同じような結果であったというようなこともご理解いただければと思います。

それから、3つ目としては、政府は、最低賃金の引き上げとセットに、社会保険料の事業主負担の軽減など、中小企業への具体的経済支援策を拡充することというのが3つ目の要請項目になっていて、最低賃金を上げると中小企業はやっていけないというようなご意見があります。

しかし、2021年に土浦市議会でのこの請願が採択されたのですが、そのときに非常に大きな声で私たちの請願に賛成していただいた保守系の市議がいて、その市議は、自分は長年中小企業の経営をしてきたけれども、社会保険料の事業主負担が大変で社員の給料を上げることができなかつた。しかし、賃金を上げないと優秀な社員が雇えなくて、企業の経営上も非常に困難していて、あなたたち茨城県労働組合総連合が言うみたいに、中小企業支援を充実させて、最低賃金を上げるということに対して私は大賛成だというような意見をいただいて、つまり中小企業支援をきちんとしないと、中小企業の経営そのものがうまくいかないということがこの市議の話からも分かってくるわけです。

実際にいろいろ話を聞いてみると、今最低賃金が低過ぎて、賃金も上げられないという状況の中だと、中途退職者が増えてしまって、結局人手不足が非常に深刻になっているというようなことを考えると、やはり最低賃金を上げたら中小企業がやっていけないではなくて、最低賃金を上げて中小企業がやっていけるように、税や社会保険料の減免などの支援を国や県が充実させていく必要があるというふうに考えていますので、ぜひ市議会の皆さんのほうからも、そういう意味での国の支援を求めるといったような請願に賛成していただければというふうに考えているところです。

この間、春闘の中で、岸田首相が賃上げというふうなことを言っていますが、大企業に賃上げを求めるだけで、国として何をやるかという具体策を出していないというのが非常に私たちは問題だと思っているわけで、やっぱり国としては最低賃金を上げるというような、そして中小企業支援を充実させるというような取組を充実させていく必要があるというようなことを考えていますので、ぜひ茨城県の最低賃金を今すぐ1,000円以上、1,500円を目指すという、私たちのこの請願に賛成していただいて、請願を採択していただきたいというふうに考えていますので、よろしくお願ひします。

以上で私のほうの説明を終わりにします。

○委員長（中座敏和君） それでは、ただいまの説明に対して質疑はございますか。

大嶋委員。

○委員（大嶋 茂君） これまでに土浦市議会、結城市議会、かすみがうら市議会で採択されたということでもありますけれども、これは金額は示していないわけですね。1,000円以上ということのあれで採択がなされたわけですね。金額は幾らというのはね。

○委員長（中座敏和君） 請願提出者。

○請願提出者 同じです。請願項目は、昨年というか、2021年から変わっていませんので、同じです。

○委員長（中座敏和君） 大嶋委員。

○委員（大嶋 茂君） それと、県内では、取りあえず議会でやって、この3市だけが採択された。ほかは、こういった請願出しているのですか。その中でこの3市だけなのですか。

○委員長（中座敏和君） 請願提出者。

○請願提出者 5年ぐらい前にこの請願を始めたときに、そこには書いていなかったのですけれども、大子町が採択しました。それから、2020年くらいだったと思うのですけれども、つくば市が趣旨採択をしています。採択ではなくて趣旨採択という形です。だから、そういう形で、採択まではいかないけれども、趣旨採択ならばいいよみたいなのところもぼちぼちあるというような状況です。

○委員長（中座敏和君） 大嶋委員。

○委員（大嶋 茂君） それと、東京都、神奈川県为例が出ておりますけれども、これは民間でも多分首都圏は一般の賃金でも高いと思いますよね。会社なんかでも、私は昔民間にいたのですが、東京都と田舎では給料が違うのですよね。これを見ると、1,072円、1,071円、これは東京都と神奈川県なのですよね。果たして田舎の都道府県の資料なんかはあるのですか。田舎というか、首都圏以外ではどんな状況なのでしょう。

○委員長（中座敏和君） 請願提出者。

○請願提出者 実は2022年度は1,000円以上になっているというところが、東京都と神奈川県以外には大阪府が1,023円です。茨城県は911円なのですけれども、いわゆるBランクというように。最低賃金制度というのは4つのランクに分かれていて、A、B、C、Dというランクになっていて、茨城県はBランクなのですけれども、ただBランクの低い、下のほうが茨城県なのですけれども、Bランクのところだと千葉県とか埼玉県、愛知県とか、そういうところなんかだと980円を超えるみたいな状況になっているというところなんです。

それからあと、質疑の中で、東京都は高いのはしょうがないのではないかという話もあるので、ただ先ほど言いました最低生計資産調査というのをやってみると、確かに東京都とか神奈川県なんかは、住宅費は高いのです、茨城県と比べると。住宅費は高いのですけれども、ただ茨城県とか、いわゆる田舎になれば、車を所有しないと生活ができないので、その車のガソリン代とか、そういうものは非常に高くなってしまって、結果的に生活費そのものは、都市部も田舎もほとんど変わらないというのが私たちの調査で明らかになったところです。

○委員長（中座敏和君） 赤城委員。

○委員（赤城正徳君） 賃金を上げるというが、〇〇さんか、中小企業のほうはどのように考えているのでしょうか。

○委員長（中座敏和君） 請願提出者。

○請願提出者 先ほども説明はしたつもりなのですが、私たちも何もしないで、中小企業の最低賃

金がただ上がればいいというふうに言っているわけではありません。やっぱり大企業はそれなりに、例えば内部留保であるとかという形で、かなりのお金を、財産を持っているから、だから多少最低賃金が上がっても大企業はやっていけるだろうけれども、中小企業はなかなか厳しいので、だからその中小企業に対して、上げてやっていけるような制度を変えていく、国のほうが制度を変えていくと。

具体的に言えば、例えば社会保険料というのは、今労働者と経営者が半々ですよ。あれを例えば国も出してという形で、例えば3分の1にするとかというだけでもかなり。もし社会保険料が、企業負担、それから労働者負担が3分の1になったら、これはかなり。最低賃金が上がっても、そして結果的に給料を上げることになっても、中小企業はやっていけるだろうというふうに私たちは考えているわけです。

だから、何もしないで、ただ上げるだけでどうにかなるかといったら、そんなことはないというふうには思っていますので、ここは恐らく皆さんと意見は一致するところだと思います。

○委員長（中座敏和君） 赤城委員。

○委員（赤城正徳君） 私どもも、労働者も考え、それから経営主も考えなくてはならないのだ。その3分の1とかなんとかと言いますけれども、国のほうではそのような方向で行っているのでしょうか。

○委員長（中座敏和君） 請願提出者。

○請願提出者 残念ながら国のほうが、いや、国のほうでもそういうふうにやっていますから大丈夫ですよというふうに言えるような状況ではないと思います。だから、こういう形で、県内の市議会のほうに、こういう意見書を出していただいて、そしてやっぱり地方から中小企業支援を充実させるべきだというような意見書を上げていただければ、国のほうでも、ああ、そうか、こういうふうに、こういう意見がたくさん出てきているようでは、もう一回考えなくてはならないなというふうにはなっていくのだろうと思うし、10年前から比べれば、かなり最低賃金についての議論が深まっていることは事実です。

そういう中で、やっぱり私たちは、全国で中小企業支援をもっと充実させるべきだという話はしていますので。

○委員長（中座敏和君） 赤城委員。

○委員（赤城正徳君） 紹介議員である三浦議員、石嶋議員がおりますけれども、皆さんはこれに対して紹介したのだから、このように持っていきたいと思うのですが、お二方のご意見をちょっと聞きたいのですけれども。

○委員長（中座敏和君） 三浦議員。

○紹介議員（三浦 譲君） ありがとうございます。まず、筑西市の現状から考えると、やっぱり給料の高いところがいいと言って、例えば看護師、茨城県西部メディカルセンターなんかの看護師確保ということでも、つくば市とか東京都に行ってしまうのです。やっぱり給料の高いところに移動してしまうと。特に女性が移動すると、筑西市で生む子供の数も減っていくと。人口問題ということがあって、それは高卒の人たちが、どんどん外に出ていくけれども、戻って来ない原因の一つが、やっぱりこの最低賃金の低さというところにあるのだろうというふうに思いますので、ぜひとも通していただきたいと思います。

○委員長（中座敏和君） 石嶋議員。

○紹介議員（石嶋 巖君） ありがとうございます、発言の機会をいただきまして。

今食料品の値上げとか電気料の値上げで、本当に筑西市だけではなくて日本全国が大変な中で、そうした中で、今、日本の中でぴかぴかの企業はどこかといったら、大企業なのです。ですから、中小企業では

7割から8割の雇用、日本で雇用しているわけですので、そういう意味で中小企業を元気にすれば、この地域、この筑西市も元気になっていくということで、中小企業と大企業の差を詰めていくということも、やはり地方から国に意見書を上げていくということでは、本当に貴重な意見書だと強く思います。

以上です。

○委員長（中座敏和君） ほかにありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中座敏和君） ありがとうございます。説明者の方はご退席を願います。

〔請願提出者退席〕

○委員長（中座敏和君） それでは、請願第1号について協議願います。

ご意見等ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中座敏和君） それでは、これより採決いたします。

請願第1号「最低賃金の大幅引き上げと中小企業支援策の拡充を求める意見書」採択の請願について、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（中座敏和君） 挙手多数。よって、本件は採択と決しました。

なお、本請願は意見書の提出を求められておりますので、最終日に意見書（案）を議員提出議案として提出することになります。その際の提出者を、委員長の私とし、賛成者をただいま賛成いただきました委員の皆様といたします。

意見書（案）の内容につきましては、お手元にお配りしてあるとおりでよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中座敏和君） それでは、意見書（案）のとおりとします。

以上で請願第1号の審査を終了します。

参加者の報告用紙を回収します。

それでは、執行部の入室を願います。

〔執行部入室〕

○委員長（中座敏和君） それでは、各議案について所管部ごとに審査をまいります。

初めに、経済部です。

議案第8号「令和4年度筑西市一般会計補正予算（第9号）」のうち、経済部所管の補正予算について審査を願います。

なお、議案第8号については複数の部にまたがるため、全ての部の審査の終了後、討論、採決をしたいと存じます。

農政課から説明を願います。

本田農政課長。

○農政課長（本田浩二君） 農政課、本田です。よろしくお願ひいたします。着座にて説明させていただきます。失礼いたします。

議案第8号のうち、農政課所管の補正予算についてご説明申し上げます。

初めに、16、17ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書、2、歳入でございます。款2 地方譲与税、項5、目1、節1、森林環境譲与税42万6,000円の増額をお願いするものでございます。これは、令和4年度の譲与税交付額の確定によるものでございます。

次に、18、19ページをお開き願います。款21諸収入、項6目6 雑入、節8 雑入（農林）、説明欄31、いばらきの産地パワーアップ支援事業費補助金返還金88万5,000円の増額をお願いするものでございます。内容につきましては、歳出にてご説明申し上げます。

次に、22、23ページをお開き願います。3、歳出でございます。款2 総務費、項1 総務管理費、目17諸費、説明欄、償還金88万5,000円の増額をお願いするものでございます。これは、平成30年度にいばらきの産地パワーアップ支援事業を活用し、農業機械導入の補助金の交付を受けた取組主体におきまして、当初計画に変更が生じたため、既に交付を受けた補助金額の一部を国に返還するものでございます。

次に、28、29ページをお開き願います。款6 農林水産業費、項2 林業費、目1 林業振興費、説明欄、森林経営管理事業176万6,000円の減額をお願いするものでございます。これは、令和4年度の事業費確定によるものでございまして、余剰金は森林環境基金に積み立てられるものでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いたします。

○委員長（中座敏和君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中座敏和君） 質疑を終結いたします。

次に、ふるさと整備課から説明を願います。

なお、追加の資料をお手元に配付しております。

田口ふるさと整備課長。

○ふるさと整備課長（田口秀敏君） ふるさと整備課、田口です。どうぞよろしくお願いたします。着座にて説明させていただきます。

議案第8号のうち、ふるさと整備課所管の補正予算についてご説明申し上げます。

初めに、10、11ページをお開き願います。第5表、地方債補正、1、変更でございます。表の2行目、県営かんがい排水事業の限度額を30万円減額し210万円に、その下、県営圃場整備事業の限度額を2,660万円減額し2,400万円に、それぞれ借入限度額の変更をお願いするものでございます。これは、いずれも令和4年度の事業費確定によるものでございます。

次に、16、17ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書、2、歳入でございます。款16 県支出金、項2 県補助金、目6 農林水産業費県補助金、節1 農業費補助金1,246万円の減額をお願いするものでございます。内訳でございますが、説明欄61、基幹水利施設維持管理事業費補助金312万9,000円の増額。ページをおめくりいただきまして、18、19ページ、説明欄65、中心経営体農地集積促進事業費補助金199万5,000円の減額、その下81、水利施設管理強化事業費補助金431万6,000円の増額は、いずれも令和4年度の事業費確定によるものでございます。

次に、20、21ページをお開き願います。款22項1 市債、目6 農林水産業債、節1 農業債2,690万円の減額をお願いするものでございます。内訳でございますが、説明欄3、県営かんがい排水事業債30万円の減額、その下、県営圃場整備事業債2,660万円の減額は、いずれも令和4年度の事業費確定によるものでございます。

次に、26、27ページをお開き願います。3、歳出でございます。款6農林水産業費、項1農業費、目6農地費4,601万2,000円の減額をお願いするものでございます。内訳でございますが、説明欄、土地改良国営施設管理事業744万5,000円の増額は、鬼怒川南部地区及び霞ヶ浦用水地区の農業水利施設を管理している事業者に対して、省エネルギー化及びコスト削減の取組を支援するため、基幹水利施設維持管理委託料として312万9,000円、水利施設管理強化事業補助金として431万6,000円を国からの省エネルギー化推進対策支援金として交付するものでございます。

その下、説明欄、圃場整備事業（経営体・大宝沼地区）4万円の増額、その下、圃場整備事業（経営体・西田地区）2,389万7,000円の減額、その下、圃場整備事業（経営体・蓮沼地区）2,960万円の減額は、いずれも令和4年度県営圃場整備事業の事業費確定に伴い、負担金を変更するものでございます。

次に、28、29ページをお開き願います。目7霞ヶ浦農業用水推進事業費、説明欄、霞ヶ浦用水建設推進費45万4,000円の減額をお願いするものでございます。これは、令和4年度霞ヶ浦用水国営附帯県営かんがい排水事業の事業費確定に伴い、負担金を変更するものでございます。

なお、27ページ説明欄、圃場整備事業経営体、大宝沼地区、西田地区、蓮沼地区3地区の事業実施場所、29ページ説明欄、霞ヶ浦用水建設推進費霞ヶ浦用水国営附帯県営かんがい排水事業県負担金に係る工事場所につきましては、配付させていただいております資料のとおりでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしく申し上げます。

○委員長（中座敏和君） 質疑を願います。

小島委員。

○委員（小島信一君） 幾つかあるのです。

まず、1つ、最後に追加の資料で県営かんがい排水事業の地図がありますという話が出ました。確かにこれで場所は分かるような気もするのですが、後でゆっくり見ますけれども、県営圃場整備事業というのも出ているのですよね。10ページの地方債補正のところ、事業費確定で減額云々という話が出ましたけれども、私はこれを見て、県営かんがい排水事業というのはどこでやっているのか、それから県営圃場整備事業の県営圃場というのはどこにあるのかを知りたかったのですが、まずそれが1点。県営圃場というのどこに書いてあるのだろうというのが一つ、疑問に思っています。

もう一つは、例えば19ページのところに、これは農林水産業費県補助金のところに説明があって、中心経営体農地集積促進事業費補助金、舌が回らないような非常に長い名前、その下にも水利施設管理強化事業費補助金、基幹水利事業という言葉も出ていましたよね。27ページに基幹水利施設という言葉、この水利施設と基幹水利施設などというのもちよっと分からないので、今日は時間がありそうですから、詳しく説明してください。お願いします。

○委員長（中座敏和君） 田口ふるさと整備課長。

○ふるさと整備課長（田口秀敏君） お答えいたします。

県営かんがい排水事業につきましては、霞ヶ浦土地改良区のほうで工事を実施している事業になります。昭和54年に霞ヶ浦用水の大きい事業が始まりまして、今、大体大きい路線は終わっているところでございます。その末端の水田のところに供給する、そういったかんがい排水の事業を行っているものでございます。場所は、地図で御覧いただきましたとおり、こちらは結城市の武井地内になります。もう一つ、山田支線におきましては、古河市の山田地内になります。

続きまして……

○委員（小島信一君） せっかくだから、この地図で教えてください。この地図があるのだから。

○ふるさと整備課長（田口秀敏君） この地図の115の青いラインが武井支線になります。

○委員（小島信一君） 県営圃場というのは。県営圃場。どこにあるのですか。

○ふるさと整備課長（田口秀敏君） 県営圃場整備の場所におきましては、今回は地図の赤い枠で囲ってございます、こちらが今回の補正地区になります。上から順番に、こちらが西田地区、蓮沼地区、一番南が大宝沼地区になります。

続いて、中心経営体農地集積促進事業費補助金につきましては、圃場整備事業において負担割合がございまして、地元負担が工事費12.5%になっております。その地元負担を軽減する策といたしまして、圃場整備のかかった受益地内に、担い手等耕作者に委託した率によって、地元負担を軽減する事業でございます。今回の補正につきましては、西田地区の中心経営体農地集積促進事業に係るものでございます。

水利施設管理事業におきましては、国営施設、鬼怒川南部地区と霞ヶ浦用土地改良区の受益地内にございます機場におきまして、電気代の高騰分に対して補助として負担するものでございます。国から100%の補助で、市を経由して補助するものでございます。

基幹水利施設におきましては、こちらは鬼怒川南部地区の機場の電気代高騰分による、支援によるものでございます。

以上でございます。

○委員長（中座敏和君） 小島委員。

○委員（小島信一君） もう一回聞きます。言葉が分からないので、教えてほしいという一つの質疑だったのです。中心経営体の定義というか、こういうものですよと。

それから、基幹水利施設と水利施設と言っていますけれども、どんなものなのですかと。まず、そういう単純な質疑から入ろうと思ったのですけれども、制度自体を今課長が教えてくれたのはありがたいのだけれども、補助金はどんな補助金なのかというのは、その後聞こうと思っていたのだけれども、まずその中心経営体というのはどういうものを言うのか。厳密ではなくていいですけれども、ある程度教えてください。それと、基幹水利施設と水利施設とは何ですかということなのです。

それと、説明の途中で、国営と県営を分けて言っているのですけれども、これで国営と県営が分かるのかどうか、もう一回。国営圃場と県営圃場というのだけれども、どこが国営でどこが県営なのか、この地図で本当に分かるのかどうか、そこも教えてください。

○委員長（中座敏和君） 田口ふるさと整備課長。

○ふるさと整備課長（田口秀敏君） お答えいたします。

まず、中心経営体でございますが、こちらは担い手として長期にわたって農業の耕作を行う、そういった農業者に登録していただく事業でございます。

続きまして、基幹水利でございますが、こちらは広域にわたっている大きい施設の名称になります。鬼怒川南部地区ですと、勝瓜頭首工、船玉第1、第2揚水機場、あとは結城市の上山川地内にございます山岸揚水機場、そういったものが基幹水利施設としてなっております。

水利施設でございますが、こちらは意味合い的には基幹水利と同じなのですが、鬼怒川南部地区ですと小貝川の揚水機場になるのですが、常総市の花島地内に小貝川から取水いたします花島揚水機場と

というのがございます。そちらの施設の名称になります。

続いて、伊讚美の揚水機場というのがございまして、筑西市の小川地内、江連用水から用水を取水してございます揚水機場に該当いたします。

もう一つは、小栗南部9機場というのがございまして、こちらは霞ヶ浦用水を小栗用水土地改良区の受益地内に供給して送っている9機場、こちらの施設につきまして、水利施設管理強化施設として登録してございます。

あとは、地図の国営と県営の違いでございしますが、圃場整備事業におきましては県営事業で、赤い今回の補正地区、全て県営で行っているところでございます。国営附帯県営かんがい排水事業でございしますが、こちらは事業主体としましては霞ヶ浦用水土地改良区が行っているところなのですが、補助金として国と県と市という形で補助を出している事業になります。

以上でございます。

○委員長（中座敏和君） 小島委員。

○委員（小島信一君） 分かりました。いいです。

○委員長（中座敏和君） ほかにありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中座敏和君） 質疑を終結いたします。

以上で経済部の審査を終了します。

執行部の入替えをお願いします。

〔経済部退室。土木部入室〕

○委員長（中座敏和君） 次に、土木部の審査に入ります。

議案第8号「令和4年度筑西市一般会計補正予算（第9号）」のうち土木部所管の補正予算について審査を願います。

土木課から説明を願います。

なお、追加で要求のありました資料をお手元に配付しております。資料については、説明及び質疑後、回収します。

それでは、枝土木課長。

○土木課長（枝 俊幸君） 土木課の枝でございます。どうぞよろしく願いいたします。着座にて説明させていただきます。

議案第8号「令和4年度筑西市一般会計補正予算（第9号）」のうち土木課所管の補正予算についてご説明申し上げます。

8ページをお開き願います。第3表、繰越明許費補正、1、追加でございます。款8土木費、項2道路橋梁費、事業名、道路新設改良事業1,600万円の繰越明許費補正をお願いするものでございます。理由といたしましては、伊讚美地内の道路改良舗装工事箇所に埋設されたNTT光ケーブルの移設に約3か月の日数を要し、工事着手が遅れたことにより、工事請負費を繰越しするものでございます。

次に、その下、事業名、玉戸・一本松線整備事業3億3,255万4,000円の繰越明許費補正をお願いするものでございます。理由といたしましては、用地買収において、関係者との調整に日数を要したため、委託料、工事請負費、用地購入費及び補償費を繰越しするものでございます。

続きまして、10、11ページをお開き願います。第5表、地方債補正、1、変更でございます。地方債の借入限度額の変更をお願いするものでございます。起債の目的の中段、道路新設改良事業の限度額を1億9,640万円から1億9,250万円に減額をお願いするものでございます。次に、その下、玉戸一本松線整備事業の限度額を2億2,860万円から2億2,330万円に減額をお願いするものでございます。

以上の2事業につきまして、いずれも事業費の確定によるものでございます。

続きまして、16、17ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書の2、歳入でございます。款15国庫支出金、項4交付金、目8節1土木費交付金、説明欄21、社会資本総合整備交付金4,120万6,000円のうち土木課分1,150万6,000円の減額補正をお願いするものでございます。これは、社会資本整備総合交付金の額の確定によるものでございます。

続きまして、20、21ページをお開き願います。款22項1市債、目8土木債、節2道路橋梁債、説明欄11、道路新設改良事業債につきましては390万円の減額、説明欄13、玉戸一本松線整備事業債につきましては530万円の減額補正をお願いするものでございます。いずれも起債対象事業費の額の確定によるものでございます。

続きまして、28、29ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書の3、歳出でございます。款8土木費、項2道路橋梁費、目3道路新設改良費、節14工事請負費、説明欄、道路新設改良事業903万2,000円、同じくその下、説明欄、玉戸・一本松線整備事業1,235万円、それぞれ減額補正をお願いするものでございます。理由といたしましては、社会資本整備総合交付金の事業費の確定によるものでございます。

続きまして、お手元に配布しました追加資料の玉戸・一本松線整備事業実績一覧を、ホワイトボードのほうに掲示しました図面を使いましてご説明のほうをさせていただきたいと思っております。平成30年度の実績としまして1990万4,000円の執行済額、これにつきましては説明会で事業計画説明を実施しました。また、委託事業として、測量、基本設計、地質ボーリング調査を4か所、延長にしまして85メートルを実施しました。この地質ボーリング調査は、橋梁の支持層を確認するためのもので、大谷川の右岸、左岸1つずつと、関東鉄道の南側1か所、道路部1か所の計4か所を実施いたしました。

続きまして、令和元年度の実績としまして5,119万8,000円の執行済額、これにつきましては委託事業で測量、地質ボーリング調査を5か所、延長にして128メートルを実施しており、平成30年度に実施しましたボーリング調査を、基本設計の成果を基に、橋梁の位置の支持力確認をピンポイントで、大谷川橋脚部1か所、関東鉄道橋脚部1か所、関東鉄道橋台部2か所、道路部1か所、計5か所を実施し、そのほか土地評価も実施いたしました。用地補償としまして、277平米、1名で1筆。図面は下の図面になります。紫色の部分の用地を取得しました。

失礼しました。最初に、上が工事関係の図面となっております。すみません。下が用地関係の図面となっております。向かって左側が国道50号でございます。右側が県道の筑西・三和線でございます。すみません、申し遅れました。申し訳ございません。

令和2年度の実績としまして2億3,179万3,000円の執行済額。これにつきましては、説明会で詳細設計説明を実施しました。委託事業で測量、詳細設計、土地評価を実施しました。用地補償として、図面下、緑色の部分約8,331平米、9名、11筆の用地を取得し、物件補償として1件、ビニールハウスを移転補償しました。

続きまして、令和3年度の実績としまして3億5,521万7,000円の執行済額。これにつきましては図面の  
上です。黄色い部分は、本線の道路改良工事延長120メートル、排水路整備工事620メートルを整備し、用  
地補償として、図面下、黄色い部分、約1万9,051平米、25名、31筆の用地を取得し、物件補償として2件、  
自動車工場、資材置場の移転補償をしました。

令和4年度の実績としまして3億6,617万5,000円を執行。これにつきましては、図面の  
上、青色の部分は本線の道路改良工事、延長としまして450メートルを整備しました。また、図面下、青色の部分は用地補  
償として9,208平米、31名、52筆の用地を取得しました。

令和5年度の予定としまして2億826万9,000円の予算額でございまして、これにつきましては図面の  
上、紫色の部分は、大谷川渡河橋の橋脚工事1基、工事用地道路延長400メートル、仮橋工事を予定しております。  
これに関しては、明許繰越しにて事業を行う予定でございまして、また、図面下、色が塗られていない橋の  
前後の部分を用地補償として5,541平米、12名で25筆につきましても、明許繰越しにて対応する予定でござ  
います。

総事業費約45億円、財源の内訳として交付金約22億円、合併特例債約22億円、一般財源約1億円。今ま  
での執行してきた執行済額でございまして、10億2,428万7,000円、執行率としまして22.7%となっております。  
用地補償につきましては、全体で約4万8,000平米のうち3万6,867平米、76.8%となっております。

今後の見通しとしまして、令和3年度より本線の道路工事に着手しておりますが、用地取得においては、  
相続や代替地などに不測の時間を要しております。公共工事における鋼材等の建設資材の高騰により、過  
去最高の水準を更新しており、さらに労務単価も毎年、前年度比3%上昇している状況でございまして、また、  
重要構造物となる跨線橋、渡過橋及び擁壁については、特に事業費の増大が見込まれることと見込んでござ  
います。特定財源である交付金については、国の交付要綱が厳格化され、額や交付率が下がる可能性があります。  
状況を踏まえまして、玉戸・一本松線整備事業の計画変更を予定しております。今後は、内容が固まり次第、  
ご報告させていただきますので、ご理解のほどよろしくお願ひいたしたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（中座敏和君） 質疑を願います。

小島委員。

○委員（小島信一君） やっぱり玉戸・一本松線、どうしてもこれが気になります。今後内容が固まり次  
第ご報告ということで、最後はそうなっているのですが、見通しは、もともとは令和6年度内の完成だっ  
たと記憶しているのですけれども、今の見込みではどこまで延びるのか、その辺は答えられるのかどうか、  
それが一つ。

あと、用地取得が進まない。用地取得に手間取っているという話なのですけれども、もう少し詳しく教  
えてもらえませんか、何でこんなに手間取ってしまうのか。

もう一つ、橋梁長寿命化事業がありましたよね。これも進まなかったのですよね、たしか。繰越し明許費  
になっているということは、これもまだ先に延びるのでしょうかけれども、これも具体的にどこの部分、ど  
の辺の橋梁部分で先に延びるのか。

（「それは道路維持課」と呼ぶ者あり）

○委員（小島信一君） まだやらないのか。ああ、そうか。ごめんなさい。では、分かりました。

では、いいでしょう。その2点お願いします。

○委員長（中座敏和君） いいですか。

枝土木課長。

○土木課長（枝 俊幸君） 完成がいつ頃になるのかということだと思うのですが、今現在玉戸・一本松線の事業計画変更のいろいろ、事業の高騰の先を見やったり、そういうものを精査している状況でございまして、今の段階ではいつ頃ということをおし上げることができません。大変申し訳ございませんが、ご理解いただきたくお願いいたします。

あと、用地取得のほうですが、これも先ほどの説明とちょっとかぶってしまうのですが、やはり相続関係なんかがありまして、その辺は、相続のほうをしていただいて、初めて市のほうが今度契約のほうに乗り込めるといような形ですので、なかなか相続がスムーズにできなかつたりとか、そういうものもございまして。あとは、結局は協力はします、ですが、今状況はどんな感じなのかとか、様子をやっぱり見る方もいる、中ですぐ、行きました、説明しました、では契約しましょうという形にはなかなかいかないところでございます。

あと、移転補償も絡みますので、会社というか、そういうところに関しては、今そういうことで今交渉している最中ということで、細かいその辺の内容につきましては控えさせていただきたいということをお願いいたします。

○委員長（中座敏和君） 小島委員。

○委員（小島信一君） どうしても工事が思うようにいかない。見通しは今のところはっきり示せないというのはいいとしてというか、それは不満ですけれども、例えば相続ができないというのは、お金の問題で、用地取得価格が気に入らないとか、そういう交渉がまとまらないのか、それとも相続人に任せきりで、相続手続が進んでいないのか、その辺もどうなのでしょう。行政がちょっと手を出せば、代位登記もできなくはないのですよね、相続というのは。だから、その辺もどうなのでしょう、どちらが問題なのか。

○委員長（中座敏和君） 枝土木課長。

○土木課長（枝 俊幸君） あまりこちらで踏み込む前に、同意はいただいている、事業に関して反対ではないので。その中で、所有者の中の兄弟関係であったり、親子関係であったり、そういうものの中で、相続のほうやはりスムーズにいかない場合もありまして、そこにあまり市のほうが急がせても交渉事なので、その辺は上手に対応しながら、担当がやっていたらいいような形でございます。

○委員長（中座敏和君） 小島委員。

○委員（小島信一君） この進捗が進まない理由、比重は、用地取得ができなくて動かないのか、それとも工事自体、つまりお金が足りないとか、マンパワーが少なくてできないのか、どういう原因が一番大きく作用していますか、進捗が遅れている理由は。

○委員長（中座敏和君） 枝土木課長。

○土木課長（枝 俊幸君） 実際全体的に遅れている理由といたしまして、関係機関との交渉なんかもありまして、そういう中で協議調整とか、いろいろありました。そういうのもありまして、そういうことだったり、用地だったり、あと物価高騰によって財源なんか足らなくなるというような、全て今そういう形で遅れるような要因となっております。

○委員長（中座敏和君） 小島委員。

○委員（小島信一君） 部長、役所の方たちの交渉不足というか、努力不足が原因しているということは

ないのかしら。これからもうちよつと役所として働けば、いろんなところに交渉すれば、もっと前に進むのだと、そういうことはないのかしら。何ともこれは地元として説明がつかないのです。「何で大変なの。金ねえのか」と言われると、お金がないわけではないでしょう。非常に私にも聞かれるのですけれども、何が原因かというのは答えようがない。何も答えられなくて遅れているのだよねと、それしか言えないというのは、非常に私も意気地がないので、努力すれば、こういうふうに方向性決めれば何とかなるような、何かないですか。我々も答える材料が欲しいのです。

○委員長（中座敏和君） 阿部土木部長。

○土木部長（阿部拓巳君） 今、工程につきましては、枝課長からありましたとおり、今後、事業費もしくは資材高騰による影響、あとは全体的な交渉状況等を確認しまして、詳細に詰めて、財源も含めまして検討して明らかにしていくということで、今のところ何年度ということはお答えできない状況というのはそれなのですけれども。

では、実際に交渉がうまくいかない。それは努力不足かということと言えますと、やはり市としては、あまり攻め込んでというか、交渉を強引に進めましても、やっぱり理解が得られないということもあるので、理解を得られるような形で進めているということでございます。やっぱり相手とのやり取りがございまして、そういった形だったら理解していただけるのか、あとそういった形だったら相続とかがスムーズに行くのか、そういったところも、いろいろ相手とやり取りをしながら。やはり強引にやって、交渉が決裂するようなことのないように、そういったことで慎重にやっているところでございまして、そういったところに時間がかかる。

あとは、資材の高騰、それとあと令和6年度ということで、かなり工程も厳しく組んでいたような状況なのですけれども、それはやはり安全面を優先しまして、南側と北側から入るところを、両方一度に入らないで別々に入るとか、そういったいろいろ、工程的な見直しとかも含めまして、全体的に現在精査しているところでございます。

以上でございます。

○委員長（中座敏和君） 大嶋委員。

○委員（大嶋 茂君） 私も地元なものですから、いろいろ住民に質問されます。計画変更予定しておりますと。今後内容が固まり次第報告ということなのですが、大体の予定、ずるずる、ずるずるというわけにいかないでしょう。大体の目安はまだやっぱり出ないですか。計画変更ですね。

○委員長（中座敏和君） 枝土木課長。

○土木課長（枝 俊幸君） 今コンサルとかにも話をしながらいろいろ、工程的なもの、あと工事の費用のほう、額のほうなのですが、そちらに関しても、やはり今までのものに対して、また何%かずつ乗せていかなくてはならないとかその辺が、大体伸び率を計算した上で、あまり少なくて、また事業計画変更というわけにもなかなかいかないものですから、その辺を今精査しているところですので、もう少々お待ちいただければと思っております。

○委員長（中座敏和君） 大嶋委員。

○委員（大嶋 茂君） では、まだ目安は立たないということで説明してよろしいのだね。そういうことでね。あまりいいかげんなことも我々は聞かれて言えないから、精査しているということだね。

○土木課長（枝 俊幸君） はい、申し訳ありません。

○委員（大嶋 茂君） 分かりました。量がかなりありますから、大変だと思います。できるだけ期間を詰めるようにして進めていただきたいと思います。

○委員長（中座敏和君） 稲川委員。

○委員（稲川新二君） 令和5年度の予定ですけれども、これまでの私たちへの説明の中では、大谷川の橋脚ですとか路線橋というのですか、なんかは、県のほうの事業なのかと私たちは認識していたのですけれども、これを見ると市の事業に置き換わっているような感じに受けますけれども、いかがでしょうか。

○委員長（中座敏和君） 枝土木課長。

○土木課長（枝 俊幸君） この玉戸・一本松線事業自体が市の事業でございまして、橋を架けるのも市で行うということで、もともと計画しております。

以上です。

○委員長（中座敏和君） 稲川委員。

○委員（稲川新二君） これまでの説明で、橋脚の部分なんかは県のほうにお願いするというような説明があったのかなという記憶をしているのですけれども、もう一度確認なのですけれども。

○委員長（中座敏和君） 枝土木課長。

○土木課長（枝 俊幸君） 橋を架けるのに、筑西市だと技術的にも、やはりそういう技術を持っている職員もないというところもありまして、県のほうにそういう形をお願いできればということで、そういう話は最初があったのですが、それはただ、市のほうの事業の中で結局はやるということで決定はしています。その辺の話は少しは出たのですが、最終的には市のほうで進めていくということで決定しております。

○委員長（中座敏和君） 赤城委員。

○委員（赤城正徳君） 稲川委員が申したように、最初は私もそう思いました。橋の長さは大体どのくらいの長さになるのだね。前の話では700メートルなどと言っていたのだ。それで、その700メートルに対しては、県がやってくれるのだなどという話もありました。今度は市でやるというようなことだから、何か私はキツネにつままれたような考えでいるのだ。

それと同時に、代替地が欲しいという人がいて、不測の時間を要しておると書いてあるけれども、代替地を欲しいという人もいるのですか。そして、その条件はどういう条件なのですか。

以上です。

○委員長（中座敏和君） 枝土木課長。

○土木課長（枝 俊幸君） 橋の延長は、跨線橋で121.5メートルで、関東鉄道常総線をまたぐ橋でございまして。渡河橋、川をまたぐ橋が54メートルということでございます。橋の延長はそれになります。そこに補強土壁というか、擁壁が入りますので、擁壁区間としてまた80メートルほどということで。

あと、代替地の話だと思うのですが、業者のほうなので、そこがちょうど玉戸・一本松線にかかってしまうということで、今いろいろ探している最中ということで、やはりお互い探し……市のほうは動くまでの補助金を提示して、その補助金で動いてもらうわけなのですが、見つけてほしいということも言われたので、何か所か市のほうも協力して、探して提示はしているのですが、やはりなかなかそこまで、会社を建てるまでの中で、初期投資がいっぱいかかってしまうのが不満だとか、そういう理由はやっぱりあると思うので、その辺でなかなか場所が見つからないと。難しいところもあって、その辺で今協力しているよ

うな状況でございます。

○委員長（中座敏和君） 赤城委員。

○委員（赤城正徳君） 市のほうでは、代替地そのものは見つけないで、お金でやるから、代替地はその業者とか個人の人が見つけてくださいよと頼んでいるのだろう。

○土木課長（枝 俊幸君） はい。

○委員（赤城正徳君） そうすると、条件として、この道路の近くとか、どの辺とかという、その条件は出してきてはいないの。どこどこ地区の辺りが欲しいとか、この道路のすぐ脇が欲しいとか、いろいろあるでしょうが。

○委員長（中座敏和君） 枝土木課長。

○土木課長（枝 俊幸君） 条件は出されております。そういうところで、市のほうもその辺をいろいろ見つけて、それに近いところを見つれたりして提示もして、協力はしているのですが、なかなか折り合いがつかないところが現状だと思います。

○委員長（中座敏和君） 赤城委員。

○委員（赤城正徳君） その代替地にかかる面積はどのくらいの面積なのですか。それで、かかった面積だけを代替地として見つければいいのか、その何倍かを見つけないてはならないのか、そういう条件が出てきていると思うのだ、市のほうへは。道路には協力しますけれども、どここのほうへ代替地として欲しいのですが、どうでしょうかと。それで、面積はこのくらい欲しいのですとか、いろいろ条件があると思うのだ。

○委員長（中座敏和君） 枝土木課長。

○土木課長（枝 俊幸君） それに見合ったものを探したりは、市のほうも努力はしております。

○委員長（中座敏和君） ほかにないですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中座敏和君） 質疑を終結いたします。

資料を回収いたします。

それでは、ここで休憩いたします。

〔土木部退室。上下水道部入室〕

休 憩 午前11時20分

---

再 開 午前11時30分

○委員長（中座敏和君） それでは、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

道路維持課から説明を願います。

青木道路維持課長。

○道路維持課長（青木 徹君） 道路維持課の青木でございます。着座にてご説明申し上げます。

議案第8号「令和4年度筑西市一般会計補正予算（第9号）」のうち土木部道路維持課所管についてご説明申し上げます。

8ページをお開き願います。第3表、繰越明許費補正、1、追加でございます。款8土木費、項2道路橋梁費、事業名、橋梁長寿命化事業1億7,299万円の繰越明許補正をお願いするものでございます。理由といたしましては、国庫補助事業である市野辺地内の五行川に架かる新橋、下中山地内の五行川に架かる大和橋、西谷貝地内の筑西市道下1級38号線をまたぐ西谷貝歩道橋、3件の橋梁補修工事。市野辺地内の五行川に架かる仙在橋を含む6橋、2件の橋梁補修設計、乙地内の水戸線、常総線、真岡線の線路をまたぐ富士美橋を含む22橋、2件の橋梁定期点検、現行の筑西市橋梁長寿命化修繕計画の見直しを行っている1件の委託業務、計8件について、関係機関との計画に関する諸条件の協議に不測の日数を要したため、工事請負費、委託料の繰越しをお願いするものでございます。

続きまして、10、11ページをお開き願います。第5表、地方債補正、1変更でございます。地方債の借入限度額の変更をお願いするものでございます。起債の目的6段目にございます、橋梁長寿命化事業の限度額を8,100万円から6,070万円に減額をお願いするものでございます。これは、起債対象事業費の額が確定したことによるものでございます。

続きまして、16、17ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書、2、歳入でございます。款15国庫支出金、項4交付金、目8節1土木費交付金、説明欄21、社会資本整備総合交付金4,120万6,000円のうち道路維持課所管分2,970万円の減額補正をお願いするものでございます。これは、社会資本整備総合交付金の額が確定したことによるものでございます。

続きまして、20、21ページをお開き願います。款22市債、項1市債、目8土木債、節2道路橋梁債、説明欄14、橋梁長寿命化事業債につきましては2,030万円の減額補正をお願いするものでございます。これは、起債対象事業費の額が確定したことによるものでございます。

続きまして、歳出でございます。28、29ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書の3、歳出、款8土木費、項2道路橋梁費、目4橋梁維持費、説明欄、橋梁長寿命化事業につきましては5,000万円の減額補正をお願いするものでございます。これは、社会資本整備総合交付金の事業費が確定したことによるものでございます。

以上でございます。ご審議のほうよろしくお願いたします。

○委員長（中座敏和君） 質疑を願います。

小島委員。

○委員（小島信一君） 道路橋梁費の橋梁長寿命化事業の話なのですが、まず繰越明許費に出ているということは、事業が来年度に行ったということですね。だから、進捗が進まないで繰り越した。その理由、ちょっと先ほど説明していたようなのですが、そこをもうちょっと詳しく教えてください。我々が理解できるような言葉で丁寧に。

それと、その事業が先に繰り越されたにもかかわらず、事業費確定で減額が出ているのですよね、補正で。私は、どうしてもその辺の理屈が分からないのです。この事業、21ページでも2,000万円の減額が出ていて、もう一つ5,000万円のが、さっき出ていましたよね。29ページでは5,000万円の工事減額ということなのだけでも、繰り越しているにもかかわらず、工事が確定したので、減額されたという、その理屈がよく分からないので、その辺も説明してください。

○委員長（中座敏和君） 青木道路維持課長。

○道路維持課長（青木 徹君） 小島委員のご質疑にご説明申し上げます。

不慮の日数がかかったということなのですけれども、橋梁ということで河川事務所、これは大谷川に架かる橋を、大谷川の河川管理者というのは筑西土木事務所となります。筑西土木事務所との協議は、事業前には、こういう工事をやるのだよという説明を一応するのですけれども、いざ工事に入ると、工事会社と市と土木事務所で、また新たに協議を、工事に入ってから今度協議をしなければならないのです。その辺の工事協議というものも、結構細かく指示されるものですから、その部分の協議に時間がかかったということと、あとは物価高騰によるものがありまして、8月に物価の単価簿の改正というのがあるものですから、そちらを待っての詳細な設計の入替えとか、単価改正とかを設計書のほうに出していかなければならないものですから、その辺でまたさらに工事が遅れたと。

あとは、やっぱり出水期を避けての工事となってしまうものですから、やはり11月以降というような工事になってしまったところがあります。

また、交付金なのですけれども、今回8件全て国の交付金を使っての事業となっております。こちらなのですけれども、令和4年当初、うちのほうで2億8,200万円の交付金事業を予定しておりました。しかし、蓋を開けてみると、国からは1億9,600万円しか来ないと。8,600万円のマイナスということなので、当初予定した工事とか委託費、全てが、もう一回うちのほうで入れ替えなければならない。やれるものとやれないものを分別しなければならないのです。

それで、これだけしか来なかったのだから、これだけのお金でやりましょうよということで進んでいくのですけれども、今度は9月の補正というのが国のほうにありまして、そこで今度3,200万円要求でもらえたものですから、ではまた今度この3,200万円の工事を、一回やめようとした工事をまたやろうということになってしまって、その辺の委託の入替えとか、ではこっちの工事ができるのではないかとかということ、その辺の協議ですか、また協議をそこから一からやっていかなければならないものですから。

今年の、令和4年度の補助額というのは2億2,800万円で、これは確定です。これは、もう増えもしないし、減りもしないので、この額に対して、令和4年度はこの額でやっていきますよというのがようやく決まったものですから、それを繰り越させてもらって、令和5年度の明許繰越しということでやらせてもらっているということでございます。

(「……聴取不能……」と呼ぶ者あり)

○道路維持課長(青木 徹君) (続) 五行川でございます。すみません。五行川も県管理なので、五行川ということ。すみません。

○委員長(中座敏和君) ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(中座敏和君) 質疑を終結いたします。

次に、都市整備課から説明を願います。

根本都市整備課長。

○都市整備課長(根本嘉之君) 都市整備課、根本です。どうぞよろしくお願ひします。着座にて説明いたします。

それでは、議案第8号「令和4年度筑西市一般会計補正予算(第9号)」のうち、都市整備課所管についてご説明いたします。

議案書の8ページをお開き願います。第3表、繰越明許費補正、1、追加でございます。款8土木費、

項4都市計画費、事業名、市街地活性化支援事業129万8,000円の繰越明許補正をお願いするものでございます。理由といたしましては、都市計画公園変更図書作成業務において、県西総合公園の都市計画変更案を茨城県へ申出を行った後も、都市計画決定されるまでの間、変更図書の追加、変更に対応するため図書作成業務を繰り越すものでございます。

続きまして、18、19ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書、2、歳入でございます。下段、款21諸収入、項6目6節12雑入、説明欄18、新治駐車場・駐輪場指定管理納付金25万円の減額補正をお願いするものでございます。理由といたしましては、令和4年度の指定管理運営に関する年度協定により、指定管理者から固定納付金として歳入を見込んでおりましたが、新型コロナウイルス感染症の影響による駐車場、駐輪場の利用料金収入の減及び電気料高騰により維持管理費が不足する事態となったため、市への納付金を免除するものでございます。

続きまして、28、29ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書、3、歳出でございます。下段、款8土木費、項4都市計画費、目1都市計画総務費、節12委託料、説明欄、駐車場維持管理事業110万4,000円の増額補正をお願いするものでございます。理由といたしましては、歳入でもご説明いたしましたとおり、新治駐車場、駐輪場の指定管理において、駐車場等の利用収入減及び維持管理費の増により、指定管理をしております公益社団法人筑西市シルバー人材センターへ委託料を支出することにより、指定管理者の事業運営を支援するものでございます。

説明は以上となります。よろしくお願いたします。

○委員長（中座敏和君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中座敏和君） 質疑を終結いたします。

以上で議案第8号について全ての部の説明、質疑を終了しました。

議案第8号について討論を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中座敏和君） 討論を終結いたします。

これより議案第8号の採決をいたします。

議案第8号「令和4年度筑西市一般会計補正予算（第9号）」のうち所管の補正予算について、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（中座敏和君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

次に、議案第14号「筑西市税条例等の一部改正について（分割付託）」審査を願います。

なお、議案第14号については、複数の部にまたがるため、全ての部の審査の終了後、討論、採決をしたいと存じます。

道路維持課から説明を願います。

青木道路維持課長。

○道路維持課長（青木 徹君） よろしくお願いたします。座って説明させていただきます。

議案第14号「筑西市税条例等の一部改正について」のうち道路維持課所管の筑西市道路占用料に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。

2 ページをお開き願います。筑西市道路占用料に関する条例の第7条の見出しを「(延滞金)」に改め、同条第1項中「督促手数料及び」を削り、同条中第2項を削り、第3項を第2項とし、同条第4項中「第1項及び前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とするものでございます。こちらは筑西市税条例の一部改正で、督促手数料を廃止にすることに合わせまして、筑西市道路占用料に関する条例の督促手数料も廃止するものでございます。

説明は以上でございます、ご審議のほうをよろしくお願いいたします。

○委員長（中座敏和君） 質疑を願います。

國府田委員。

○委員（國府田喜久男君） この理由は何でしょうか、延滞金と督促手数料の変更した理由。理由です。

○委員長（中座敏和君） 青木道路維持課長。

○道路維持課長（青木 徹君） 廃止する理由。

○委員（國府田喜久男君） 変えた理由です、延滞金と督促手数料の。

○道路維持課長（青木 徹君） これは、市全体の、市の条例の改正に合わせて、道路維持課の条例も督促状というものがありましたので、それに合わせて督促手数料の廃止をした状況でございます。

○委員長（中座敏和君） 國府田委員。

○委員（國府田喜久男君） どこが違うのでしょうか、中身は。

○委員長（中座敏和君） 青木道路維持課長。

○道路維持課長（青木 徹君） 以前は、督促手数料というのを、督促状を送りまして、100円を頂いていたのです。それを、督促状は、今後は送るわけですがけれども、100円は取らないよというような形になります。

以上です。

○委員長（中座敏和君） 國府田委員。

○委員（國府田喜久男君） もちろん催促はするのですね。催促しなければどうなるかなと思ったのですけれども。

○委員長（中座敏和君） 青木道路維持課長。

○道路維持課長（青木 徹君） 催促はいたします。

○委員長（中座敏和君） 國府田委員。

○委員（國府田喜久男君） 国の法律も変わったということですか。

○委員長（中座敏和君） 青木道路維持課長。

○道路維持課長（青木 徹君） こちらは、あくまでも市の条例の改正なので、国のほうは関係なく、市の条例が変わったということでございます。

以上です。

○委員長（中座敏和君） ほかに。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中座敏和君） 質疑を終結いたします。

次に、都市整備課から説明を願います。

根本都市整備課長。

○都市整備課長（根本嘉之君） 都市整備課の根本です。着座にて説明させていただきます。

議案第14号「筑西市税条例等の一部改正について」のうち都市整備課所管についてご説明いたします。

2ページをお開き願います。中段6条、下館結城都市計画事業八丁台土地区画整理事業施行に関する条例の一部を次のように改正する。第28条の見出しを「(延滞金)」に改め、同条中「督促手数料及び」を削るものでございます。これは、筑西市税条例において督促手数料を廃止することに合わせて、下館結城都市計画事業八丁台土地区画整理事業施行に関する条例の清算金徴収に関する督促手数料を廃止するものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（中座敏和君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中座敏和君） 質疑を終結いたします。

次に、議案第22号「筑西市営住宅条例の一部改正について」審査を願います。

建築課から説明を願います。

渡辺建築課長。

○建築課長（渡辺正法君） 建築課の渡辺です。着座にて説明をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議案第22号「筑西市営住宅条例の一部改正について」ご説明申し上げます。令和5年2月22日提出でございます。

改正の理由は、老朽化した市営住宅の用途廃止でございます。今回用途廃止を予定しております市営住宅は、玉戸山ヶ島市営住宅でございます。当住宅は、旧市民病院に隣接し、管理戸数は4棟20戸、昭和46年と昭和49年に建設されたもので、建設後約50年が経過しており、木造住宅の耐用年数30年を超過し、老朽化した住宅であることから、用途廃止を行うに当たり、所要の改正を行うものでございます。

改正の内容は、別表第1項の表の玉戸山ヶ島市営住宅の項を削るものでございます。

附則といたしまして、この条例は、令和5年4月1日から施行するものでございます。

なお、当住宅は、令和5年度に解体を予定している住宅でございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（中座敏和君） 質疑を願います。

赤城委員。

○委員（赤城正徳君） 令和5年度に解体するというのは、玉戸山ヶ島市営住宅の現状は、今どんなふうになっているのだ。何戸ぐらい建っているのですか。それと、令和5年度に解体するというのだから、きれいに全部更地にするのでしょうか。お願いします。

○委員長（中座敏和君） 渡辺建築課長。

○建築課長（渡辺正法君） 玉戸山ヶ島市営住宅の現状につきましては、管理戸数が4棟20戸ということで、1棟につき5戸の長屋方式で、4棟建っております、20戸が現在あるような状況でございます。入居者につきましては、令和4年9月15日付で全員の方が退去しているような状況でございます。解体については令和5年度に行いまして、住宅、住宅を囲っているフェンス、住宅内の道路、駐車場等を全て解体し、更地に戻す計画でございます。

以上でございます。

○委員長（中座敏和君） 赤城委員。

○委員（赤城正徳君） 今現在入居している人はもういないのですか。

○委員長（中座敏和君） 渡辺建築課長。

○建築課長（渡辺正法君） 令和3年度の7月16日に、入居者に対して説明会を行って、令和3年度中に13戸の方が移転をしていただき、令和4年度に残り2戸の方につきましても移転をしていただいた状況でございます。令和3年度の説明時に入居していたのが15戸の入居世帯だったことから、全ての入居者が今現在退去済みでございます。

以上でございます。

○委員長（中座敏和君） 大嶋委員。

○委員（大嶋 茂君） この山ヶ島というのは、場所はどこですか、私は分からないのですが。

○委員長（中座敏和君） 渡辺建築課長。

○建築課長（渡辺正法君） ご説明いたします。

3月6日の全員協議会のときにも説明をさせていただいたのですが、旧市民病院と医師住宅に隣接している、もともと旧市民病院と同じような敷地の中にある住宅でございます。

以上でございます。

○委員長（中座敏和君） ほかにないですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中座敏和君） 質疑を終結いたします。

議案第22号について討論を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中座敏和君） 討論を終結いたします。

これより議案第22号の採決をいたします。

議案第22号「筑西市営住宅条例の一部改正について」、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（中座敏和君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

以上で土木部の審査を終了します。

執行部の入替えをお願いします。

〔土木部退室。上下水道部入室〕

○委員長（中座敏和君） 次に、上下水道部の審査に入ります。

議案第14号「筑西市税条例等の一部改正について」審査を願います。

下水道課から説明を願います。

岡本下水道課長。

○下水道課長（岡本崇生君） 下水道課の岡本です。よろしくお願ひします。着座にてご説明させていただきます。

議案第14号「筑西市税条例等の一部改正について」のうち、上下水道部下水道課所管についてご説明いたします。

議案書 2 ページ、中段になります。第 7 条、筑西市下水道条例の一部改正でございます。

改正の内容でございます。第 31 条中第 3 項を削り、第 4 項を第 3 項とし、第 32 条第 1 項中「督促手数料」を削り、第 48 条中「並びにこれらに附帯する督促手数料」を削るものでございます。今回の改正につきましては、筑西市税条例において、督促手数料を廃止する改正が行われることから、筑西市下水道条例の使用料に係る督促手数料につきましても、これを廃止するため、一部改正をお願いするものでございます。

続きまして、第 8 条、筑西市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正でございます。

改正の内容でございます。第 13 条の見出しを「(督促)」に改め、同条中第 2 項を削り、第 3 項を第 2 項とするものでございます。使用料と同様に、筑西市税条例において督促手数料を廃止する改正が行われることから、筑西市公共下水道事業受益者負担に関する条例の負担金に係る督促手数料につきましても、これを廃止するため、一部改正をお願いするものでございます。

附則につきましては、施行期日を令和 5 年 4 月 1 日とするものでございます。

第 2 項は経過措置でございます。この条例の施行の日前に納期限の到来した歳入に関して発した督促状に係る督促手数料については、その督促状を発した日にかかわらず、なお従前の例によるものとするものでございます。

説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

○委員長（中座敏和君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中座敏和君） 質疑を終結いたします。

次に、農業集落排水課から説明を願います。

稲川農業集落排水課長。

○農業集落排水課長（稲川栄士君） 農業集落排水課、稲川です。よろしく申し上げます。着座にて説明させていただきます。

議案第 14 号「筑西市税条例等の一部改正について」のうち上下水道部農業集落排水課所管についてご説明いたします。

議案書 2 ページ、下から 3 行目になります。第 9 条、筑西市農業集落排水事業分担金徴収条例の一部改正でございます。

ページを返していただきまして、改正の内容でございます。第 7 条中「督促手数料、」を削るものでございます。今回の改正につきましては、条例で準用しております筑西市税条例において、督促手数料を廃止する改正が行われることから、筑西市農業集落排水事業分担金徴収条例の分担金に係る督促手数料につきましても、これを廃止するため、一部改正をお願いするものでございます。

続きまして、第 10 条、筑西市農業集落排水処理施設使用料条例の一部改正でございます。

改正の内容でございます。第 7 条第 1 項本文中、「筑西市税外諸収入の滞納金督促手数料及び延滞金徴収条例」を「筑西市税外諸収入の滞納金及び延滞金徴収条例」に改めるものと、第 8 条中「及びこれに附帯する督促手数料」を削るものでございます。

今回の改正につきましては、条例で引用しております筑西市税外諸収入の滞納金督促手数料及び延滞金徴収条例において、題名の改正及び督促手数料を廃止する改正が行われることから、これに合わせて、引

用する条例の題名の改正及び農業集落排水処理施設使用料の督促手数料を廃止するため、一部改正をお願いするものでございます。

附則につきましては、施行期日を令和5年4月1日とするものでございます。

第2項は経過措置でございます。この条例の施行の日前に納期限の到来した歳入に関し発した督促状に係る督促手数料については、その督促状を発した日にかかわらず、なお従前の例によるものとするものでございます。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○委員長（中座敏和君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中座敏和君） 質疑を終結いたします。

以上で議案第14号について、全ての部の説明、質疑を終了しました。

議案第14号について討論を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中座敏和君） 討論を終結いたします。

これより議案第14号の採決をいたします。

議案第14号「筑西市税条例等の一部改正について」、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（中座敏和君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

以上で上下水道部所管の審査を終了します。

執行部は退席を願います。お疲れさまでした。

〔執行部退席〕

○委員長（中座敏和君） これで経済土木委員会に付託されました議案の審査は全て終了しました。

なお、最終日の本委員会の審査結果報告につきましては、委員長に一任いただきたいと思います。

以上をもちまして、経済土木委員会を閉会いたします。

閉 会 午後 0時 5分